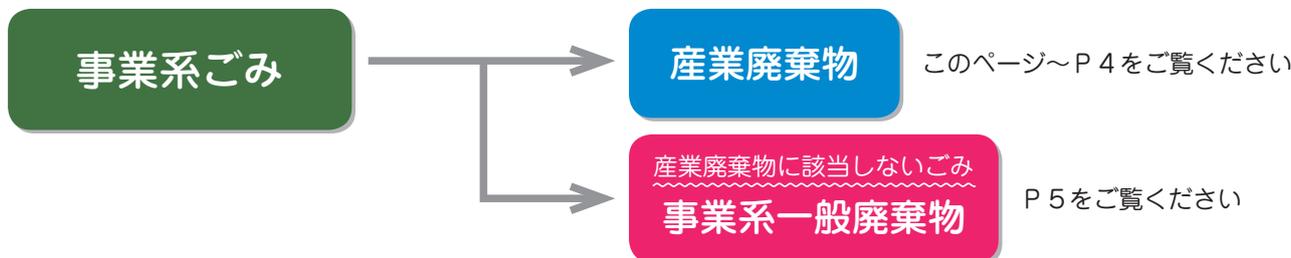


# 事業系ごみの分け方

事業系ごみは、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「産業廃棄物（20品目）」を規定し、それ以外を「一般廃棄物」と定めています。



## <産業廃棄物の種類>

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰等
	② 汚泥	下水汚泥、不良セメント、建設汚泥等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤、ワックス等
	④ 廃酸	硫酸、塩酸などの酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液などのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	古鉄、スクラップ、くず鉄等
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製造過程等で生じるコンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他
	⑫ ばいじん	ダスト類、粉じん
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等 ※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

## <主な産業廃棄物>

### 廃プラスチック類

- 食品トレイ
- お菓子やパンの袋
- パック、カップ類
- 発泡スチロール
- PPバンド
- ペットボトル
- クリアファイル
- 廃タイヤ
- 農業用ビニール 等



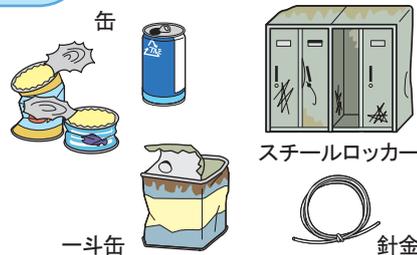
### ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

- びん
- ガラス製、陶器製食器
- 鏡
- 瓦 等



### 金属くず

- 缶
- 一斗缶、ドラム缶
- 事務机（金属製）
- スチールロッカー
- フライパン、鍋 等



### 複数の素材でできたもの

- コピー機、FAX機
- 蛍光灯
- 乾電池
- 自転車
- 小型家電製品 等



ご注意ください！

従業員が飲食したごみも、事業所で集めて処理する場合は、事業系ごみです。



家庭ごみ集積所へ排出することは禁止されています。

## <処理方法>

### 産業廃棄物として

許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

- 産業廃棄物処理業者と書面契約しなければなりません。
- 産業廃棄物の引渡しの際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、管理する必要があります。



産業廃棄物の処理については、

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会 にお問合せください

お問合せ先：

大津市梅林一丁目3番30号 こうぜんビル2階  
電話 077-521-2550

<主な事業系一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないごみ）>

生ごみ

- 食品の食べ残し
- 売れ残り
- 調理くず 等



紙くず

- ティッシュペーパー
- 新聞、雑誌、ダンボール
- OA用紙、シュレッダー
- 紙おむつ 等



紙おむつ



包装紙



新聞紙、チラシ

木くず

- 割り箸
- 木製家具
- 刈り草、剪定枝 等



木製家具



剪定枝



割り箸

繊維くず

- ウエス
- 作業着（合成繊維除く）
- 布団（合成繊維除く） 等



作業着など



布団

特定の事業活動に伴うごみではありませんか？

上記に該当するごみでも、排出状況によって「産業廃棄物」となる場合があります。  
（詳しくは、P 3の表 ⑬～⑰をご確認ください。）

<処理方法>

1) 事業系一般廃棄物を大きく3種類に分ける。

- ◇ 可燃ごみ 長さ 40 cm未満で、透明袋に入るごみ
- ◇ 大型ごみ 長さ 40 cm以上で、透明袋に入らないごみ
- ◇ 刈り草・剪定枝



2) 市の処理施設に持ち込む。

- 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。
- 排出事業者が直接持ち込む。